

## 5 駐留軍用地跡地利用関係資料

### (1) 沖縄振興特別措置法（抜粋）

平成14年3月31日法律第14号

#### 第7章 駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置

##### 第1節 駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則等

（駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則）

第95条 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。

（国の責務）

第96条 国は、前条の駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則（次条において「基本原則」という。）にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第97条 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

##### 第2節 大規模跡地の指定等

（大規模跡地の指定）

第98条 内閣総理大臣は、市街地の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その原状回復及び開発整備に長期間を要する駐留軍用地（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条に規定する合同委員会において返還が合意されたものに限る。）又は駐留軍用地跡地であって、沖縄の振興の拠点となると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）を大規模振興拠点駐留軍用地跡地（以下「大規模跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第103条第1項に規定する基準日までに行うものとする。

2 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会及び沖縄県知事の意見を聴かななければならない。

3 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かななければならない。

4 内閣総理大臣は、大規模跡地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した大規模跡地の区域を変更するものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による大規模跡地の区域の変更について準用する。

（国の取組方針の策定）

第99条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定により大規模跡地を指定したときは、当該大規模跡地において国が取り組むべき方針（以下「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

2 国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 大規模跡地の整備の方針に関する事項

(2) 大規模跡地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項

(3) 重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項

(4) 産業の振興に関する事項

(5) その他大規模跡地の整備に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

4 沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、跡地関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、大規模跡地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

( 県総合整備計画の策定 )

第100条 沖縄県知事は、第98条第1項の規定による大規模跡地の指定があったときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成7年法律第102号）第11条第1項に規定する県総合整備計画（以下この章において単に「県総合整備計画」という。）を定めなければならない。

2 県総合整備計画は、前条第1項の規定により定められる国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。

( 特定跡地の指定 )

第101条 内閣総理大臣は、その開発整備を行うに当たって原状回復に相当の期間を要する駐留軍用地跡地であって、その土地の計画的な開発整備が沖縄の振興に資すると認められるもの（その面積が政令で定める規模以上であるものに限る。）を特定振興駐留軍用地跡地（以下「特定跡地」という。）として指定するものとする。この場合において、当該指定は、第104条第1項に規定する基準日までに行うものとする。

2 第98条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による特定跡地の指定について準用する。

( 市町村総合整備計画の策定 )

第102条 跡地関係市町村の長は、前条第1項の規定による特定跡地の指定があったときは、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律第10条第1項に規定する市町村総合整備計画を定めなければならない。ただし、当該特定跡地について、県総合整備計画が定められる場合は、この限りでない。

第3節 大規模跡地給付金の支給等

( 大規模跡地給付金の支給 )

第103条 国は、大規模跡地の円滑な利用を促進し、第100条第1項の規定により定められた県総合整備計画に基づく市街地の計画的な開発整備及び原状回復に長期間を要することに伴う大規模跡地所有者等（大規模跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地（復帰協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。以下同じ。）の返還を受けた場合において、大規模跡地所有者等が当該返還を受けた日（以下この項及び次項において「返還日」という。）の翌日から引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該大規模跡地所有者等に対し、当該大規模跡地所有者等の申請に基づき、返還日の翌日から3年を経過した日（次項において「基準日」という。）から大規模跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該大規模跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

2 前項の大規模跡地給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）により使用されたものであるときは、同法第14条の規定により適用する土

地収用法（昭和26年法律第219号）第72条に規定する補償金）の1日当たりの額に、基準日から当該大規模跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項後段に規定する政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額から基準日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において単に「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、一の大規模跡地所有者等について支給する大規模跡地給付金の額は、第1項に規定する政令で定める当該大規模跡地所有者等に係る期間の年数（当該期間の総月数を12で除して得た数とし、その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千万円を乗じて得た額から当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の大規模跡地所有者等について1年間に支給する大規模跡地給付金の額は、千万円から当該期間について当該大規模跡地所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。
- 4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の大規模跡地所有者等とみなす。

（特定跡地給付金の支給）

第104条 国は、特定跡地の円滑な利用を促進し、当該特定跡地における原状回復に相当の期間を要することに伴う特定跡地所有者等（特定跡地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下この項において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合において、特定跡地所有者等が当該返還を受けた日（以下この項において「返還日」という。）の翌日から引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該特定跡地所有者等に対し、当該特定跡地所有者等の申請に基づき、基準日（返還日の翌日から3年を経過した日をいう。）から特定跡地給付金を支給するものとする。この場合において、当該特定跡地給付金の支給の限度となる期間その他の必要な事項は、政令で定める。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による特定跡地給付金の支給について準用する。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は平成24年3月31日限り、その効力を失う。

第16条 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第12条中「沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）」を「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）」に、「沖縄振興開発計画」を「沖縄振興計画」に改める。

附則第2項中「平成14年6月19日」を「平成24年3月31日」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同日以前に支給が開始された第8条第1項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

## （2）沖縄振興特別措置法施行令（抜粋）

平成14年3月31日政令第102号

第5章 大規模振興拠点駐留軍用地跡地の要件等

（大規模跡地の要件）

第34条 法第98条第1項に規定する政令で定める規模は、300ヘクタール以上とする。

- 2 法第98条第1項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) その土地が一団の土地であること。
- (2) その土地が既成市街地に隣接する土地であること。

（特定跡地の要件）

第35条 法第101条第1項に規定する政令で定める規模は、5ヘクタール以上とする。

(大規模跡地給付金の支給の手續等)

第36条 法第103条第1項に規定する大規模跡地給付金(以下この条において単に「大規模跡地給付金」という。)は、基準日以後1年ごとに区分した各期間について支給するものとする。

2 大規模跡地給付金の支給を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、大規模跡地給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。

3 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき大規模跡地給付金の有無及び大規模跡地給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、内閣府令で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。

5 法第103条第1項後段に規定する政令で定める大規模跡地給付金の支給の限度となる期間は、法第98条第1項に規定する大規模跡地における市街地の計画的な開発整備等の見通しを勘案して別に政令で定める期間とする。

(特定跡地給付金の支給の手續等)

第37条 法第104条第1項に規定する特定跡地給付金(以下この条において単に「特定跡地給付金」という。)については、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

2 法第104条第1項後段に規定する政令で定める特定跡地給付金の支給の限度となる期間は、法第101条第1項に規定する特定跡地における原状回復に要する期間を勘案して別に政令で定める期間とする。

### (3) 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律

平成7年5月26日法律第102号

最終改正：平成14年3月31日法律第14号

(目的)

第1条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。))に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域に係る土地をいう。

(2) 駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間においてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は同協定の効力発生の日以後沖縄県の区域内において駐留軍が日米安保条約第6条の規定に基づき使用することを許されていた施設及び区域に係る土地で当該土地の所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものをいう。

(3) 関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

(国、沖縄県及び関係市町村の協力)

第3条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。

(駐留軍用地の所有者等の協力)

第4条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利

を有する者を含む。)は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第10条の市町村総合整備計画及び第11条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

(駐留軍用地の返還についての見通しの通知)

第5条 国は、駐留軍用地について、返還の見通しがたった場合には、速やかに、その旨を当該土地の所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者(以下「所有者等」という。)に通知するよう努めるものとする。

(返還実施計画)

第6条 国は、合同委員会(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「日米地位協定」という。)第25条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。)において返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画(以下「返還実施計画」という。)を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 返還に係る区域

(2) 返還の予定時期

(3) その他政令で定める事項

3 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、返還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。次項において同じ。)の意見を聴かなければならない。

5 前2項の規定により意見を聴かれた者が意見を申し出ようとする場合には、沖縄県知事及び駐留軍用地の所有者にあっては意見を聴かれた日から30日以内に、関係市町村の長にあっては意見を聴かれた日から60日以内に、それぞれ意見書を提出しなければならない。

6 国は、返還実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

7 前4項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

(駐留軍用地を返還する場合の措置)

第7条 国は、駐留軍用地の所有者等に当該土地を返還する場合においては、その者の請求により、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう、当該土地を原状に回復する措置その他政令で定める措置を講ずるものとする。

第8条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地(琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。)の返還を受けた場合において、所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日(以下この条において「返還日」という。)の翌日から3年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

2 前項の給付金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)により使用されたものであるときは、同法第14条の規定により適用する土地収用法(昭和26年法律第219号)第72条に規定する補償金)の一日当たりの額に、返還日の翌日から当該土地の

所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（返還日の翌日から3年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、3年間）の日数を乗じて得た額から返還日の翌日以後当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金（次項において「補償金」という。）の額を減じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、3千万円から当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とし、かつ、一の所有者等について1年間に支給する給付金の額は、千万円から当該期間について当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

（調査及び測量）

第9条 沖縄県知事又は関係市町村の長は、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができる。

（市町村総合整備計画）

第10条 関係市町村の長は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地（これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。）を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地域の総合整備に関する基本的方針に関する事項
- (2) 交通通信体系の整備に関する事項
- (3) 生活環境の整備に関する事項
- (4) 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項
- (5) 自然環境の保全及び回復に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前3項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

（県総合整備計画）

第11条 沖縄県知事は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第2項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者（当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。）の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前2項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

第12条 総合整備計画は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)による沖縄振興計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに係市町村の建設に関する基本構想に適合するように定められなければならない。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第13条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、総合整備計画に基づく事業の実施のため都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第14条 国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他の政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国有財産の活用)

第15条 国は、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

(この法律の円滑な実施等)

第16条 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。

(政令への委任)

第17条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、平成7年6月20日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に支給が開始された第8条第1項に規定する給付金については、同条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成14年3月31日法律第14号)(抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

#### (4) 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令

平成7年6月16日政令第252号

最終改正：平成14年10月2日政令第302号

内閣は、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成7年法律第102号)第4条、第8条第1項、第10条第3項、第11条第2項及び第14条の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第4条、第10条第3項及び第11条第2項の政令で定める権利)

第1条 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(以下「法」という。)第4条、第10条第3項及び第11条第2項の政令で定める権利は、地上権とする。

(返還実施計画に定める事項)

第2条 法第6条第2項第3号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第6条第2項第1号に掲げる返還に係る区域（次号において単に「返還に係る区域」という。）内に所在する法第2条第1号に規定する駐留軍（次号において単に「駐留軍」という。）が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却をするとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間

(2) 返還に係る区域において次に掲げる事項について国が調査を行う必要があると認める場合にあっては、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針

イ 駐留軍の行為に起因する土壌の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下この号において同じ。）による汚染の状況

ロ 駐留軍の行為に起因する水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項第1号に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況

ハ 駐留軍が遺棄した不発弾その他の火薬類の有無

ニ 駐留軍が埋立処分を行った廃棄物の有無

（給付金の支給）

第3条 法第8条第1項の給付金（以下この条において単に「給付金」という。）は、返還日（同項に規定する返還日をいう。）の翌日以後1年ごとに区分した各期間について支給するものとする。

2 給付金の支給を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。

3 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。

4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、内閣府令で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。

（法第14条の政令で定める事業）

第4条 法第14条の政令で定める事業は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業及び土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業とする。

附 則（抄）

（施行期日）

第1条 この政令は、平成7年6月20日から施行する。

附 則（平成12年6月7日政令第303号）（抄）

（施行期日）

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成14年10月2日政令第302号）

この政令は、公布の日から施行する。

## （5）跡地対策準備協議会設置要綱

平成12年5月31日

平成13年6月8日改正

（目的）

1 「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」（平成11年12月28日閣議決定）に基づく跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るため、跡地対策準備協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議内容）



- 2 協議会では、次の事項について協議する。
  - (1) 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等
  - (2) 跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けて総合調整の機能を果たす調整機関のあり方
  - (3) その他( 構成員 )
- 3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、宜野湾市長とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。( 会議の主宰 )
- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。( 連絡会議 )
- 5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官( 事務 )が主宰し、内閣府審議官( 沖縄担当 )がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙( 省略 )のとおりとする。( 事務局 )
- 6 協議会の事務は、政府、沖縄県及び宜野湾市に事務局を置き、相互に連携して処理に当たる。
- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### (6) 普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ

平成13年12月27日  
跡地対策準備協議会

普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等については、第1回準備協議会(平成12年5月31日)で取り組むべき分野の明確化を図り、これを受けて第2回準備協議会(平成12年8月24日)において「取組分野ごとの課題についての中間的な整理」を行った。

第3回準備協議会(平成12年11月29日)、第4回準備協議会(平成13年6月8日)及び第5回準備協議会(平成13年9月4日)においては、三回にわたって取組分野ごとに協議し、その後さらに、こうした協議結果を踏まえ取組分野全体としての取りまとめに向け鋭意検討するとともに、取り組むべき手順等に応じて整理を進め、普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針について取りまとめたところである。

今後は、これに基づき、国、県、市が連携・協力して、普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に取り組むこととする。

なお、閣議決定に基づく駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化に係る新たな法制の整備については、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進めることとする。

##### 1. 跡地利用計画策定関係

###### (1) 普天間飛行場の跡地利用計画策定に係る基本的な取組の方向

普天間飛行場の返還後の跡地利用の促進及び円滑化に資するため、市及び県は平成13年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的取組に着手し、3～4年後を目途に、具体的な跡地利用計画策定の基礎となる跡地利用の基本方針を策定することを目標に検討を進めることとする。

跡地利用の基本方針策定に当たっては、広域的観点からの検討、基本的なデータの整理、地権者等関係者の円滑な合意形成、機能導入についての基礎的諸条件の整理等が不可欠であるため、これらを順次、着実に進めることとする。

その際には、現在検討が進んでいる新たな沖縄振興計画等との連携・調整を十分図ることとする。

また、整備、開発及び保全の方針の検討など都市計画への反映を図ることとする。

跡地利用はまちづくり、地域づくりに直結することから、その計画策定については、関係地方公共団体の主体的取組が不可欠であるが、普天間飛行場の跡地利用については、沖縄全体の振興にも影響が及ぶものとなっていることを踏まえ、地元の自主性を尊重しつつ、市、県、国の強力な連携のもと取り組むこととする。

## (2) 普天間飛行場の跡地利用計画策定に係る具体的な取組

沖縄県中南部都市圏という広域的な観点から、県は、普天間飛行場の跡地利用を含む中南部都市圏の将来像を検討した上で、土地利用や交通体系などについての基本構想を検討することとする。

宜野湾市全域という広域的な観点から、市は、普天間飛行場跡地利用と周辺市街地の関係を整理した上で、順次、土地利用、市の将来像などを検討することとする。

地形・地質、動植物、文化財等についての基本的なデータの整理については、国、県、市の担当部局による普天間飛行場跡地利用計画関連情報連絡会議を平成12年9月に設置し、既存資料の一定の整理を行ったところであるが、今後もデータの追加等、情報の整理を進めることとする。

自然環境等についての基本的なデータ整理については、既存データの整理状況を踏まえて、市において調査の全体計画を策定した上で、地形、動植物等についての現況調査を行うこととする。

埋蔵文化財についての基本的なデータ整理については、沖縄県が中心となり平成13年度中に策定する埋蔵文化財の詳細分布調査の具体的な実施計画に基づき、県が中心となりつつ、市も共同し、跡地利用を検討する上で有効となる埋蔵文化財の所在状況に係る調査に取り組み、3年後を目途に所在状況の概略を把握し、これを基に概略の遺跡地図の作成を目指すこととする。

地権者等関係者の円滑な合意形成については、市において調査手法や年次計画などを定めた地権者等意向把握の全体計画を策定し、順次、土地利用、まちづくりの方向などについての意向調査を行うこととする。

機能導入についての基礎的諸条件の整理については、賑わいのある地域づくり、潤いとゆとりのある生活空間の形成という観点を踏まえつつ、具体的な検討を進めることとする。

なお、跡地利用を進めるにあたっては、原状回復措置や再開発事業といった複数の事業が行われ、環境に影響を与えるおそれのあることから、計画策定段階から環境に配慮して取り組むこととする。

国は、このような市及び県の跡地利用計画の策定に向けての取り組みについて、大規模駐留軍用地跡地利用推進費等により支援を行うこととする。

跡地利用の基本方針の策定及びこれを踏まえた具体的な跡地利用計画の策定に際しては、その基礎となる市、県、国の具体的取組の連携・調整が不可欠であることから、関係者間で定期的な取組状況を報告・調整するなど、跡地利用計画を円滑・的確に策定するための取組を進めることとする。

## 2. 再開発事業関係

### (1) 既返還跡地の再開発事業に見られた遅延要因への対応

既返還跡地において再開発事業として土地区画整理事業が実施されている事例の進捗状況によると、返還から事業着手（土地区画整理事業の認可）までにかかなり長期間を要しているものがあることを踏まえ、規模の大きい再開発事業の事例を中心に検討したところ、既返還跡地における跡地利用までの期間の主な遅延要因としては、

返還区域及び返還時期の明示の遅れ

跡地利用計画等の策定の遅れ

跡地利用計画、事業計画等に関する地権者等関係者の合意形成の遅れ

公共公益施設の整備のための用地取得の遅れ

再開発事業中の埋蔵文化財発掘調査、不発弾処理等による工事の遅れと整理したところである。

これらの遅延要因に関する普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化に向けた取組の方向としては次のとおりである。

- ・ については、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律が制定されており、これに基づき速やかに通知することとしている。
- ・ については、１．跡地利用計画策定関係において跡地利用計画策定に係る具体的な取組を取りまとめている。
- ・ については、４．地権者支援関係において地権者等関係者の合意形成に係る具体的な取組を取りまとめている。
- ・ については、この再開発事業関係の(3)で用地取得に係る具体的な取組を取りまとめている。
- ・ については、３．文化財関係において埋蔵文化財調査に係る具体的な取組を、この再開発事業関係の(3)で不発弾処理に係る具体的な取組を取りまとめている。

## (2) 再開発事業を迅速かつ的確に行うための具体的な手順について

### 1) 基本的な取組の方向

従来、既返還跡地の再開発事業事例では、返還地の土地所有者への引き渡し後に、再開発事業のための諸手続等に着手していたことから、結果として返還から事業着手（土地区画整理事業の認可）までに時間を要していた。このため、再開発を迅速に行うには、事業着手までの諸手続等の短縮が効果的であると考えられる。

事業着手までの迅速化の観点から、再開発事業のための諸手続等の関係を踏まえた上で、現時点で想定しうる手続等を幅広く検討したところ、返還前からの関係者の連携・協力した取組の具体的な手順の整理として、主として次の事項が重要と考えられる。

日米合同委員会の返還合意後、跡地利用計画を踏まえて、速やかに都市計画の手続に着手すること。

返還後、速やかな事業着手を図ること。

返還後引き渡しまでの期間を短縮するよう、迅速な原状回復措置に取り組むこと。

原状回復措置期間中を目途に、文化財の詳細分布調査を了して、再開発事業を円滑に実施する上で重要となる詳細な遺跡の情報を把握すること。

再開発事業を迅速かつ的確に推進するためには、返還合意から原状回復措置期間中までに、返還手続や原状回復措置と並行して、再開発事業のための諸手続等を可能な限り進めることが効果的であると考えられる。

再開発の迅速な実施は地権者等関係者や地域振興に資するものであるが、再開発事業を迅速かつ的確に推進するためには、地権者等関係者の理解の促進を図り、合意形成が円滑に進むよう取り組むことが必要と考えられる。

なお、上記の については５．原状回復措置関係において、 については３．文化財関係において、それぞれ整理しているため、ここでは 及び を中心に、以下のように整理することとする。

### 2) 具体的な取組の方向

#### (a) 都市計画手続関係

返還跡地の再開発事業については、事業着手の前提として土地利用、都市施設、跡地整備事業等に関する都市計画の手続が必要となることが想定される。

当該事業を迅速かつ円滑に進めるためには、これらの手続を速やかに進めることが不可欠であり、関係者の連携の下、都市計画手続に取り組むこととする。

そのため、市、県は跡地利用の基本方針を踏まえ策定される具体的な跡地利用計画を基に、

速やかに都市計画案を策定し、返還合意後早い時期に都市計画決定が可能となるよう手続を進めることとする。

なお、その際には、跡地の再開発事業に密接に関連する跡地周辺の都市施設等についても、必要に応じて同時に都市計画決定手続を進められるよう検討することとする。

跡地の再開発事業が大規模である場合には、都市計画の手続と併せて環境影響評価の実施が必要となることが想定されるため、これを適切に実施することとする。

その際、環境影響評価を円滑に実施するためには、跡地利用計画策定の段階から関係者間で情報の共有化を進めるとともに、評価の項目等を記載した環境影響評価方法書において、原状回復措置の内容、原状回復措置との関係を明確にするなど原状回復措置後の状況を想定し、影響評価に取り組むこととする。

都市計画に係る取組の際には、都市計画手続の迅速化のため、地形、文化財等についての既存の立入調査結果等を活用することとする。

また、駐留軍から返還される施設・区域の跡地利用の迅速化のため、日米合同委員会で返還合意された施設・区域について、返還前に立ち入って、跡地利用促進の観点から再開発事業のための調査を実施することは有効と考えられる。このような再開発事業のための返還前の立入調査に関しては滑走路区域等返還後でなければ調査を実施することが困難な区域が想定されるが、国は、県、市と緊密に連携・調整した上で、再開発事業のための返還前の立入調査が円滑に進められるよう、米側は立入申請に際してすべての妥当な配慮を払うとした現行の立入手続に関する日米合同委員会合意を踏まえ、米側の理解と協力を求めることとする。

国は、上記調査のための立入等について米側に協力を求めるときは、必要に応じ、日米合同委員会の枠組みを活用することとする。

#### (b) 事業着手関係

返還後速やかに事業実施に係る手続を了し事業に着手するため、返還までにできる限り跡地整備にかかる再開発事業の事業計画の検討を進めることとする。

また、返還後できるだけ早い時期すなわち原状回復措置期間中にも事業着手ができるよう取り組むこととする。

国は、再開発事業の着手手順等も踏まえた原状回復措置の手順及び土地の引き渡しについて、最大限配慮することとする。

また、再開発事業を迅速かつ的確に推進するとの観点から、原状回復措置期間中であっても、その進捗を踏まえ、再開発事業に必要な文化財調査等が並行して実施できるよう、関係者は連携・協力して取り組むこととする。

国は、従来、原状回復措置に伴い掘削した区域は、埋戻しを行い引き渡しているところであるが、当該区域に再開発事業に係る掘削計画があるような場合には、関係者と調整の上、埋戻しをしないまま引き渡すことを検討するなど、再開発事業の実施の際に手戻りが生じないよう配慮することとする。

なお、跡地利用計画、都市計画、事業計画の策定については、それぞれの段階に応じた地権者等関係者の合意形成が必要である。このため、それぞれの段階に応じて地権者等関係者への情報提供や意向把握など地権者等関係者の合意形成の円滑化に係る取組を進めることとする。

#### (3) 再開発事業を円滑に進めるための取組について

##### 1) 用地取得関係

市は、将来必要となる公共公益施設用地を計画的に確保するため、平成13年度に設置した基地返還跡地転用推進基金を活用して、土地の先行取得を継続的に実施する。

その際には、基金の継続的な造成及び効率的な運用などの積極的な取り組みを進めることと

する。

県は、跡地再開発に関連する公共公益施設整備のため、早い段階からの安定的な土地の先行取得への支援のあり方について、国の協力を得ながら検討を進める。

国は、再開発事業の促進の観点から必要となる国有財産について、県等の整理する具体的事案に基づき、検討・精査した上で、沖縄振興新法の国有財産の譲与等の特例措置の対象とする方向で検討をすることとする。

なお、国は、施設の安定的利用を図るとの観点から、普天間飛行場の民有地のうち特に必要のある土地について、予算の範囲内で買収を予定している。これら買収地についても、普天間飛行場の返還後は上記の国有財産譲与等の特例措置の検討対象となるものである。

## 2) 不発弾処理関係

再開発事業を円滑に進めるとの観点から、市は国等の協力を得つつ、不発弾処理対策の現地協議会の常設、不発弾処理に係る関係住民への広報マニュアル作成などに取り組むこととする。

## (4) 跡地利用計画策定等を踏まえ今後取り組むべき事項について

大規模駐留軍用地跡地にかかる跡地整備事業等を担当する事業実施主体等については、普天間飛行場の跡地利用計画の策定の進捗状況を踏まえて協議を進めることとする。

また、跡地利用計画の策定等が進捗し、現時点では明確になっていないものについても熟度が高まる見込みであることから、その進捗を踏まえ、事業実施主体、事業手法、機能導入等に関するものも含めて再開発事業を迅速かつ確実に推進するためのより具体的措置について、検討を進める必要がある。

## 3. 文化財関係

### (1) 埋蔵文化財詳細分布調査について

返還前の試掘調査（概ね普天間飛行場全域の半分程度）と既存調査データの整理により、3年後を目途に、跡地利用計画を策定する上で必要となる埋蔵文化財の所在状況の概略を把握して、これを基に遺跡の所在状況の概略を示す遺跡地図の作成を目指すこととする。

返還前及び返還後の試掘・確認調査により、原状回復措置期間中を目途に、再開発事業を円滑に実施する上で重要となるより詳細な遺跡の情報を把握して、より精緻な遺跡地図の作成、遺跡の性格・内容の把握等を目指すこととする。

上記の概略遺跡地図の作成、より精緻な遺跡地図の作成等を目指して、既存調査データ等の活用、実施時期に応じた調査範囲、調査体制の充実、調査手法の効率化、事業費の見込み等を精査した上で、平成13年度中に、県が中心となり、埋蔵文化財の詳細分布調査（現地踏査及び試掘・確認調査）の具体的な実施計画を策定することとする。

なお、詳細分布調査の実施計画の策定に合わせ、埋蔵文化財調査の迅速化及び円滑化のため、埋蔵文化財発掘調査の取扱い基準、埋蔵文化財調査に関する安全基準、発掘調査マニュアルの策定等についても、県が中心となって、検討を進めることとする。

詳細分布調査の実施については、国において、引き続き財政的な支援を行うよう取り組むこととする。

### (2) 埋蔵文化財の調査体制、調査手法、情報提供等について

#### 1) 埋蔵文化財の調査体制の整備・充実について

県及び市は、試掘調査や詳細分布調査実施計画策定の促進を図るため、平成13年度に専門職員等を拡充したところであるが、詳細分布調査を実施計画に沿って着実に実施していくため、今後、一層の埋蔵文化財の調査体制の整備・充実を進めることとする。

県及び市は、埋蔵文化財の調査期間の短縮や調査の効率化のため、民間調査機関の活用を積極的に図ることとする。

具体的には、平成13年度から実施している、磁気探査、現場の測量業務、重機による機械作

業等についての民間調査機関の活用を、引き続き積極的に図るとともに、遺構等の現場実測、出土品の実測等の作業についても、民間調査機関の活用に向けて検討を進めることとする。

なお、県及び市は、今後さらに大学等との連携・協力についても、検討を進めることとする。

## 2) 埋蔵文化財の調査手法等の整理について

埋蔵文化財として扱う遺跡の範囲、遺跡の性格・内容に応じた調査の手法等については、県及び市が設置した実務レベルでの検討会において検討を進め、国（文化庁）と調整することとする。

県は、物理探査の導入、最新技術を活用した測量業務の導入など、普天間飛行場内の埋蔵文化財の調査を効率的に進める上で有効な調査手法等について、検討を進めることとする。

なお、埋蔵文化財の調査手法等については、跡地利用計画の具体化の状況や再開発事業の工事内容等に応じて、今後、整理を進めることとする。

## 3) 埋蔵文化財の情報提供等について

市は、普天間飛行場内の埋蔵文化財調査の進捗状況を踏まえ、埋蔵文化財の台帳・図面・画像・発掘調査等のデータ管理を行う文化財情報管理システムの構築により、関連情報が円滑に提供及び公開できる仕組みを整備することとする。

埋蔵文化財の調査結果については、できるだけ迅速に跡地利用計画、再開発事業の事業計画等に反映できるよう、関係者間での連絡体制の充実に取り組むこととする。

## 4. 地権者支援関係

既返還跡地においては、跡地利用計画、事業計画等に関する地権者等関係者の合意形成の遅れが跡地利用の遅延要因になっていることを踏まえ、できるだけ早い段階から、地権者等関係者への情報の提供や土地利用意向把握の取組を進める必要がある。

跡地利用に向けた地権者等関係者への情報提供について、返還手続きに関しては国が那覇防衛施設局（広報室）を窓口として、跡地利用に関しては市が基地政策部（基地渉外課）を窓口として、それぞれ必要な情報を適切に提供できるよう取り組むこととする。

返還手続きに関しては、返還処理全般、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の運用、原状回復措置等についての情報提供を行うこととする。

また、跡地利用に関しては、跡地利用計画、再開発事業等についての情報提供を行うこととする。

なお、窓口の設置などの情報提供に関しては、国、関係地方公共団体の広報誌等により地権者等関係者に周知することとする。

市は、窓口による情報提供のみではなく、地権者学習会の開催、情報提供誌の発刊、市広報誌の活用などにより、広く地権者等関係者の理解の促進を図ることとする。

また、国及び関係自治体のホームページを活用した情報提供などにも取り組むこととする。

返還手続及び跡地利用に関する情報については、国、県、市の担当部局（国においては沖縄総合事務局跡地利用対策課並びに那覇防衛施設局広報室及び施設企画課、県においては振興開発室、市においては基地政策部）が連携して情報を共有し、窓口への地権者等関係者の問い合わせに円滑に対応することとする。

市は、計画段階に応じた地権者等関係者の意向を的確に把握するため、地権者窓口組織との意見交換等も踏まえ、調査手法や年次計画などを定めた地権者等意向把握の全体計画を策定し、順次計画的に意向調査を実施する。

国は、市が行う地権者等意向把握の全体計画策定への大規模駐留軍用地跡地利用推進費による支援を行うとともに、合意形成に向けての課題解決のために各種専門家を派遣するなどの合意形成に向けた関係地方公共団体の地権者支援の取組を支援していくこととする。

## 5. 原状回復措置関係

### (1) 汚染に関する原状回復措置について

1) 調査に関する事項

国は、日米合同委員会の返還合意から返還までの間に、返還される施設・区域の全域について、駐留軍の使用に起因する土壌等の汚染（以下、「汚染」という。）の蓋然性を把握するため、返還前の土地利用の履歴等に関する資料等調査（例えば、過去の航空写真、地形図、建設時の資料並びに県・市及び駐留軍が保有する関係資料の収集、施設・区域周辺住民からの聴取など）を行うこととする。

国は、資料等調査の結果に基づき、汚染の蓋然性があると判断したものについては、その蓋然性のある範囲について、概況調査（土壌等の採取及び分析）を実施し、具体的な汚染の種類及び平面的範囲を特定することとする。

国は、概況調査で特定した範囲について、詳細調査（ボーリングによる深層土壌等の採取及び分析）により、汚染の深度等を調査し、対策をとるべき範囲を確定の上、対策計画を策定することとする。

汚染の調査手法の決定及び対策計画の策定については、環境省指針等（土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針、同運用基準等をいう。）によることとする。

汚染の調査手法の決定及び対策計画の策定に際しては、必要に応じ、専門家等の意見を聴取し、更に、専門家等による委員会等を必要に応じて導入することとする。

2) 除去、処理及び処分に関する事項

汚染については、環境省指針等に基づき、国の責任において適切に除去した後、必要な処理を行った上、処分することとする。

返還地の土地所有者への引き渡し後であっても、駐留軍の使用に起因する土壌等の汚染が発見された場合は、国の責任において、同様に措置することとする。

国は、汚染の処理及び処分に関する最新技術情報の収集及び蓄積を行うことにより、今後とも、より迅速な汚染の処理及び処分に努めることとする。

国は、汚染の調査並びにその除去、処理及び処分に関して、県及び市とさらに連携を図るため、連絡体制の充実に取り組むこととする。

(2) 不発弾に関する原状回復措置について

1) 調査に関する事項

国は、日米合同委員会の返還合意から返還までの間に、返還される施設・区域の全域について、駐留軍の使用に起因する不発弾の蓋然性を把握するため、返還前の使用状況等に関する資料等調査（例えば、建設時の資料及び駐留軍が保有する関係資料の収集、施設・区域周辺住民からの聴取など）を行うこととする。

国は、資料等調査の結果に基づき、不発弾の蓋然性のある範囲を把握したときは、その範囲について、沖縄県の磁気探査実施要領に準拠して、探査計画を策定の上、磁気探査を実施することとする。

2) 除去に関する事項

磁気探査等によって不発弾が発見されたときは、国の責任において適切に除去することとする。

返還地の土地所有者への引き渡し後であっても、駐留軍の使用に起因する不発弾が発見された場合には、国の責任において、同様に措置する。

不発弾処理を含めた原状回復措置を円滑に進めるとの観点から、市は、国等の協力を得つつ、不発弾処理対策の現地協議会の常設、不発弾処理に係る関係住民への広報マニュアル作成などに取り組むこととする。

(3) 建物その他の工作物に関する原状回復措置について

1) 調査に関する事項

国は、日米合同委員会の返還合意から返還までの間に、返還される施設・区域全域に所在する駐留軍又は国が整備した建物その他の工作物（以下、この項において「建物等」という。）について、撤去物件の数量等を把握するため、建物等の資料等調査（例えば、建物等リストの作成、駐留軍の資料を含む建物図面等の収集など）を行うこととする。

国は、資料等調査の結果に基づき、撤去工事に必要な建物等の規模、構造及び材質等について、調査を実施することとする。

国は、建物等リストによる情報提供をはじめとして、返還跡地における建物等の譲渡等の利用あっせんを適切に行うこととする。これにより、土地所有者等が利用を希望する建物等について、その再利用を進めることとする。

## 2) 撤去工事に関する事項

国は、建物等の撤去工事の実施に当たっては、返還地周辺地域への騒音、振動、粉塵等の影響を軽減するため、環境関係法令（各種環境基準、騒音規制法、振動規制法等）に基づき、具体的な工法、工事時間帯等を記載した工事計画を策定し、これに基づいて適切に撤去工事を実施することとする。

なお、国は、工事計画の策定及び撤去工事の実施に当たって、県及び市と連携し、関係住民と十分な調整を行うこととする。

国は、撤去工事の実施に当たっては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、また、ゼロエミッション・アイランド沖縄構想の推進の観点からも、建設資材廃棄物等の再資源化を最大限図ることとする。

建設資材廃棄物等の再資源化に当たっては、再開発事業の基盤整備において利用されうることにも念頭に置きつつ、国が実施する提供施設整備工事等においても積極的に活用するよう努めることとする。

## (4) 返還手続について

### 1) 返還実施計画に関する事項

普天間飛行場の移設に係る政府方針（平成11年12月28日、閣議決定）に基づき、国が行う汚染物質の調査及び除去、不発弾の調査及び除去並びに建物その他の工作物の撤去についても、返還実施計画に明確に規定するよう所要の政令改正を行うこととし、国は、上記の汚染、不発弾及び建物その他の工作物に関する原状回復措置の方針並びに返還実施計画に基づき、具体的な原状回復措置に取り組むこととする。

返還実施計画に特段の規定がなされていない所要の政令改正前の返還跡地についても、国は、上記の原状回復措置の方針に基づき、同様に具体的な原状回復措置に取り組むこととする。

### 2) 跡地利用に資するための返還前の調査等に関する事項

駐留軍から返還される施設・区域の跡地利用に資するため、日米合同委員会で返還合意された施設・区域について、返還前に立ち入って、原状回復措置の一環として汚染、不発弾及び建物その他の工作物の調査を実施することは跡地利用の促進との観点から有効と考えられる。

国は、かかる立入調査が円滑に進められるよう、米側は立入申請に際してすべての妥当な配慮を払うとした現行の立入手続に関する日米合同委員会合意を踏まえ、米側の理解と協力を求めるものとする。

国は、返還前の原状回復措置の一環としての調査のための立入、施設・区域の使用実態に関する資料の提供等について、米側に協力を求めるときは、必要に応じ、日米合同委員会の枠組み（施設分科委員会等）を活用することとする。

## 6. 自治体財政関係

普天間飛行場の返還及び跡地利用に伴い、市の財政は、歳出面、歳入面での変動が予想されることから、財政運営の観点から検討を進めているが、今後、跡地利用計画の策定に向けた取組が進む



ため不確定な要素が残るものの、現時点では概ね次のような傾向が認められた。

普天間飛行場跡地の再開発事業に係る基盤整備については、市が既返還跡地の規模の大きな事例等を参考に試算したところ、財政運営上、事業実施の見込みはある程度得られるものの、市が想定している公園など地区内において大規模な公共施設の整備を行うこととした場合は、その整備手法、主体などによっては財政運営に及ぼす影響が大きい場合も考えられることから、跡地利用計画の策定と併せ、これらについて引き続き検討する必要があること。

再開発事業と関連する、学校等施設整備、アクセス道路整備、周辺市街地整備などの事業については、跡地利用計画の策定と併せ、その必要性等について精査するとともに、実施時期を工夫するなど投資の平準化を図った上で、検討を進める必要があること。

事業終了後まで含めた長期的な検討を進めたところ、再開発によるまちの成熟に伴い、税収等の伸びを期待でき、財政運営に寄与すると見込まれること。

これを踏まえ、さらに今後の財政状況を勘案しつつ、市の財政負担の平準化について検討する必要があること。

基地関連収入の変化等により、財政運営に過大な影響を及ぼさないような取組を進める必要が認められること。

このような財政推計が、再開発を進める上で有用であることに鑑み、市は、国及び県と連携しながら、跡地利用を円滑に進めるため、3～4年後を目途に策定される跡地利用計画の基本方針等を踏まえ、財政計画の策定に取り組むこととする。

## 7. 国有財産関係

国有財産の活用方策については、現行の国有財産の譲与等の特例措置の活用を踏まえつつ、沖縄振興新法の検討に併せて検討を進めてきたところである。

閣議決定にある跡地利用の促進及び円滑化のための施策としての、国有財産の特例措置については、沖縄振興新法の通則的部分に包含する方向で検討することとする。

跡地利用の促進の観点から必要となるものについては、県等の整理する具体的事案に基づき、検討・精査した上で、当該特例措置の対象とする方向で検討することとする。

## 8. 給付金関係

給付金支給にかかる特例措置については、跡地利用の促進及び円滑化のための施策として、沖縄振興の観点から重要な課題であることに鑑み、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進めることとする。

大規模駐留軍用地跡地にかかる給付金支給に関する特例措置及び大規模駐留軍用地跡地以外の駐留軍用地跡地にかかる給付金支給に関する特例措置については、閣議決定を踏まえ、具体的に検討を進めることとする。

## 9. 駐留軍従業員雇用関係

駐留軍従業員の雇用対策については、出来る限り移設先又は既存施設への配置転換により雇用の継続を図ることを基本として対応することとする。

雇用の安定的確保に向けて、知識技能の修得のための職業訓練対策の強化を図ることとする。

具体的には、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき従来から実施している離職前職業訓練について、個人の自発性を尊重して職業能力開発ができるよう支援等するため、所要の訓練期間の確保、訓練種目の拡充及び受講の機会の拡充に努めることとする。

また、平成12年度から新たに実施している普天間飛行場等のSACO関係米軍施設に在籍している者に対する技能訓練について、対象となる従業員が多様な職業能力開発ができるよう、引き続き着実に実施していくことするとともに、訓練種目の一層の拡充に努めることとする。

駐留軍従業員の労務管理等事務の独立行政法人化に当たっては、駐留軍従業員の雇用対策について、沖縄県からの円滑な業務の移行を図りその継続性を確保するとともに、引き続き業務の効率性

・効果的な実施が図れるよう雇用主として万全の措置を講じることとする。

なお、現行の沖縄振興開発特別措置法における沖縄失業者求職手帳制度については、沖縄振興新法に盛り込む方向で検討を進めることとする。

## (7) 跡地関係市町村連絡・調整会議設置要綱

(目的)

第1条 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進を図るため、跡地関係市町村連絡・調整会議(以下、「連絡・調整会議」という。)を設置する。

(役割)

第2条 連絡・調整会議は、次の役割を担うものとする。

(1) 跡地利用の促進に関し、県と跡地関係市町村との連携を図ること。

(2) 「跡地対策協議会」(仮称)(以下、「協議会」という。)への跡地関係市町村の意見の反映に関し、連絡・調整を図ること。

(構成員)

第3条 連絡・調整会議の構成員は、別表1のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(代表の選任)

第4条 連絡・調整会議の構成員の中から協議会の構成員となる跡地関係市町村長の代表を選任するものとする。

(会議の主宰)

第5条 連絡・調整会議は、沖縄県副知事(企画開発部担当)が主宰する。

(幹事会)

第6条 連絡・調整会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、沖縄県企画開発部振興開発室参事が主催する。

3 幹事会は、必要に応じて開催することとし、連絡・調整会議に付議すべき事項について協議・検討を行うものとする。

4 幹事会の構成員は、別表2のとおりとする。ただし、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第7条 連絡・調整会議の事務は、沖縄県企画開発部振興開発室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡・調整会議の運営に関し必要な事項については、連絡・調整会議の承認を得て別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月20日から施行する。

(別表第1)

### 連絡・調整会議の構成員

1. 沖縄県副知事(企画開発部担当)
2. 那覇市長
3. 宜野湾市長
4. 沖縄市長
5. 恩納村長
6. 金武町長

7. 読谷村長
8. 北谷町長
9. 北中城村長

(別紙第2)

#### 幹事会の構成員

1. 沖縄県企画開発部振興開発室参事
2. 那覇市企画部那覇軍港総合対策室長
3. 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課長
4. 沖縄市企画部基地政策課長
5. 恩納村企画課長
6. 金武町21世紀課長
7. 読谷村総務企画部企画・分権推進課長
8. 北谷町総務部企画課長
9. 北中城村企画開発課長

### (8) 跡地対策協議会設置要綱

平成14年9月10日

#### (目的)

- 1 「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する方針」(平成11年12月28日閣議決定)に基づき、国、沖縄県及び跡地関係市町村が密接な連携の下で、跡地利用の促進を図るための調整機関として、跡地対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (協議内容)

- 2 協議会では、次の事項について協議する。

(1) 沖縄県及び跡地関係市町村で構成する跡地関係市町村連絡・調整会議(以下「連絡・調整会議」という。)と連携しつつ、跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、沖縄県、跡地関係市町村間の総合調整を行うこと。

(2) その他

#### (構成員)

- 3 協議会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事、跡地関係市町村長の代表2名とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(2) 跡地関係市町村長の代表は、連絡・調整会議において選出された候補をもって充てることとする。

#### (会議の主宰)

- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

#### (連絡会議)

- 5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。

#### (事務局)

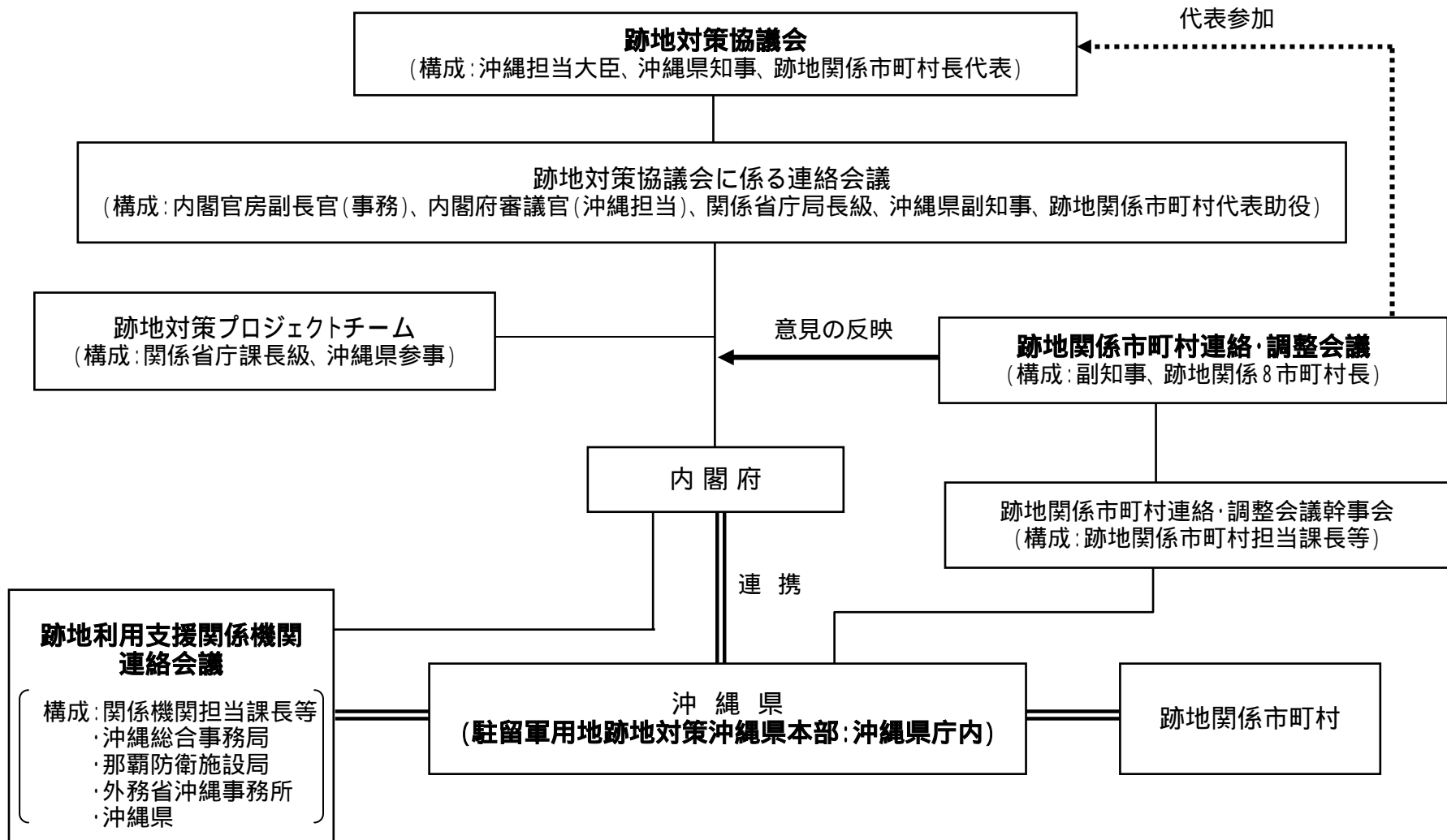
- 6 協議会の事務は、沖縄県の事務当局と連携しつつ、内閣府において処理する。
- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 跡地対策協議会に係る連絡会議構成員

(平成14年9月10日現在)

主宰：	内閣官房副長官（事務）	古川 貞二郎
補佐：	内閣府審議官（沖縄担当）	大坪 正彦
（関係省庁）		
内閣府	政策統括官（沖縄担当）	安達 俊雄
同	沖縄振興局長	武田 宗高
防衛庁	防衛施設庁長官	嶋口 武彦
総務省	官房長	畠中 誠二郎
外務省	北米局長	藤崎 一郎
財務省	大臣官房総括審議官	藤井 秀人
文部科学省	文化庁次長	銭谷 眞美
厚生労働省	政策統括官	青木 功
農林水産省	大臣官房総括審議官	小林 芳雄
経済産業省	地域経済産業審議官	鈴木 隆史
国土交通省	都市・地域整備局長	澤井 英一
環境省	環境管理局長	西尾 哲茂
（自治体）		
沖縄県	副知事	牧野 浩隆
宜野湾市	助役	又吉 辰雄
北谷町	助役	源河 朝明
（事務局）		
内閣府	政策統括官（沖縄担当）	安達 俊雄
同	大臣官房審議官（沖縄担当）	山本 信一郎

(9) 駐留軍用地跡地対策に係る体制の整備について



## (10) 跡地利用支援関係機関連絡会議の設置について

平成14年10月11日関係機関了解

### 1 趣旨

沖縄県の駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化については、沖縄振興特別措置法（昭和14年3月成立）において「国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下に、（中略）駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努めなければならない。」との駐留軍用地跡地の利用に関する基本原則が定められた。また、その具体的な枠組みとして、7月に決定された沖縄振興計画において、沖縄担当大臣、沖縄県知事及び跡地関係市町村長の代表で構成される「跡地対策協議会」（以下「協議会」という。）、さらに県及び跡地関係市町村で構成される「跡地関係市町村連絡・調整会議」（以下「連絡・調整会議」という。）の設置が規定された。その規定に基づき、8月に「連絡・調整会議」が、9月に「協議会」がそれぞれ発足し、駐留軍用地跡地利用の推進体制が整備・強化されたところである。

今後、駐留軍用地跡地利用の促進に向けて、個々の跡地の特性や課題に応じた対応が必要であることから、国、沖縄県及び跡地関係市町村がより一層密接に連携し、跡地利用に係る課題の解決に向けた取組を進めることとなるが、その場合には関係する国の機関も多数あり、相互に密接に関連しているため、その対応には十分な調整が求められる。そこで、沖縄県内の関係機関が相互に密接な連絡調整を図ることにより「連絡・調整会議」等の取組を支援するため、「跡地利用支援関係機関連絡会議」（仮称。以下「支援連絡会議」という。）を設置することとする。

### 2 支援連絡会議の構成員

支援連絡会議は当面次のメンバーで構成する。なお、具体的課題に応じて、追加等、柔軟に対応する。

沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課長

那覇防衛施設局施設部施設企画課長

外務省沖縄事務所副所長

沖縄県企画開発部振興開発室参事

事務局：沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課

### 3 当面の活動内容及び運営方法

支援連絡会議においては、沖縄県の事務当局（沖縄県企画開発部振興開発室）等と連携を図りつつ、駐留軍用地跡地利用の促進に関し、以下の活動を実施する。

支援連絡会議の具体的運営方法については、今後、会議メンバー間で調整を行う。

(1) 諸課題の個別的検討・調整

(2) 跡地利用関連情報の共有化

(3) その他